

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-補-E-18-0510-13_改0
提出年月日	2021年7月27日

補足-510-13 基本設計方針から設工認添付書類及び様式-1への展開表
(補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。))

2021年7月

東北電力株式会社

「基本設計方針から設工認添付書類及び様式-1への展開表」【補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）】

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式-1への反映結果
変更前	変更後		
	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	—	— (用語の定義のみ)
	第1章 共通項目 補機駆動用燃料設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 5. 設備に対する要求 (5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁, 5.8 電気設備の設計条件を除く。), 6. その他 (6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	—	1. 共通的に適用される設計
	第2章 個別項目 1. 補機駆動用燃料設備 大容量送水ポンプ(タイプI)のポンプ駆動用燃料は、大容量送水ポンプ(タイプI)(燃料タンク)に貯蔵する。【62条14】【62条23】【62条32】【62条44】 【62条55】【63条21】【63条40】【64条11】【64条24】【64条36】【65条11】【65条33】【66条15】【66条29】【66条41】【66条56】【67条19】【69条11】【69条22】【69条32】【69条41】【69条47】【69条61】【70条3】【70条11】【71条17】	要目表 VI-1-1-4-8-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(その他発電用原子炉の附属施設(補機駆動用設備)) 補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明示した図面 9.5 補機駆動用燃料設備	3. 補機駆動用燃料設備の設計 3.1 大容量送水ポンプ(タイプI)(燃料タンク)
	大容量送水ポンプ(タイプII)のポンプ駆動用燃料は、大容量送水ポンプ(タイプII)(燃料タンク)に貯蔵する。【62条14】【62条23】【62条32】【62条44】 【62条55】【63条21】【63条40】【64条11】【64条24】【64条36】【65条11】【65条33】【66条15】【66条29】【66条41】【66条56】【67条19】【69条11】【69条22】【69条32】【69条41】【69条47】【69条61】【70条3】【70条11】【71条17】	要目表 VI-1-1-4-8-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(その他発電用原子炉の附属施設(補機駆動用設備)) 補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明示した図面 9.5 補機駆動用燃料設備	3. 補機駆動用燃料設備の設計 3.2 大容量送水ポンプ(タイプII)(燃料タンク)
	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットのポンプ駆動用燃料は、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)に貯蔵する。【62条14】【62条23】 【62条32】【62条44】【62条55】【63条21】【63条40】【64条11】【64条24】【64条36】【65条11】【65条33】【66条15】【66条29】【66条41】【66条56】【67条19】【69条11】【69条22】【69条32】【69条41】【69条47】【69条61】【70条3】【70条11】【71条17】	要目表 VI-1-1-4-8-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(その他発電用原子炉の附属施設(補機駆動用設備)) 補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明示した図面 9.5 補機駆動用燃料設備	3. 補機駆動用燃料設備の設計 3.3 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)
	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクは、大容量送水ポンプ(タイプI)	VI-1-1-4-8-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備))	2. 補機駆動用燃料設備の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式-1 への反映結果
変更前	変更後		
	<p>プ I), 大容量送水ポンプ(タイプ II) 及び原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットの燃料を貯蔵できる設計とする。【62 条 14】【62 条 23】【62 条 32】【62 条 44】【62 条 55】【63 条 21】【63 条 40】【64 条 11】【64 条 24】【64 条 36】【65 条 11】【65 条 33】【66 条 15】【66 条 29】【66 条 41】【66 条 56】【67 条 19】【69 条 11】【69 条 22】【69 条 32】【69 条 41】【69 条 47】【69 条 61】【70 条 3】【70 条 11】【71 条 17】</p>	<p>VI-1-1-4-8-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(その他発電用原子炉の附属施設(補機駆動用設備))</p> <p>VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 系統施設ごとの設計上の考慮</p> <p>3.6. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>3.6.1 非常用電源設備</p> <p>補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明示した図面</p> <p>9.5 補機駆動用燃料設備</p>	<p>2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計</p> <p>3. 補機駆動用燃料設備の設計</p> <p>3.1 大容量送水ポンプ(タイプ I)(燃料タンク)</p> <p>3.2 大容量送水ポンプ(タイプ II)(燃料タンク)</p> <p>3.3 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)</p> <p>3.4 軽油タンク</p> <p>VI-1-10-9 「非常用電源設備」の様式-1</p> <p>2. 非常用電源設備の設計</p> <p>2.4 燃料設備</p> <p>2.4.1 軽油タンク</p> <p>(2) 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計</p>
	<p>大容量送水ポンプ(タイプ I), 大容量送水ポンプ(タイプ II) 及び原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットの燃料は, 燃料補給設備である非常用ディーゼル発電設備軽油タンク, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリを用いて補給できる設計とする。【62 条 14】【62 条 23】【62 条 32】【62 条 44】【62 条 55】【63 条 21】【63 条 40】【64 条 11】【64 条 24】【64 条 36】【65 条 11】【65 条 33】【66 条 15】【66 条 29】【66 条 41】【66 条 56】【67 条 19】【69 条 11】【69 条 22】【69 条 32】【69 条 41】【69 条 47】【69 条 61】【70 条 3】【70 条 11】【71 条 17】</p>	<p>要目表</p> <p>VI-1-1-4-8-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備))</p> <p>VI-1-1-4-8-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(その他発電用原子炉の附属施設(補機駆動用設備))</p> <p>VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 系統施設ごとの設計上の考慮</p> <p>3.6. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>3.6.1 非常用電源設備</p> <p>補機駆動用燃料設備に係る系統図</p> <p>9.5 補機駆動用燃料設備</p> <p>構造図</p> <p>9.5 補機駆動用燃料設備</p>	<p>2. 補機駆動用燃料設備の兼用に関する設計</p> <p>2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認</p> <p>2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計</p> <p>3. 補機駆動用燃料設備の設計</p> <p>3.1 大容量送水ポンプ(タイプ I)(燃料タンク)</p> <p>3.2 大容量送水ポンプ(タイプ II)(燃料タンク)</p> <p>3.3 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)</p> <p>3.4 軽油タンク</p> <p>VI-1-10-9 「非常用電源設備」の様式-1</p> <p>2. 非常用電源設備の設計</p> <p>2.4 燃料設備</p> <p>2.4.1 軽油タンク</p> <p>(2) 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計</p>
	<p>非常用ディーゼル発電設備軽油タンク, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの燃料の補給は, ホースを用いる設計とする。【62 条 14】【62 条 23】【62 条 32】【62 条 44】【62 条 55】【63 条 21】【63 条 40】【64 条 11】【64 条 24】【64 条 36】【65 条 11】【65 条 33】【66 条 15】【66 条 29】【66 条 41】【66 条 56】【67 条 19】【69 条 11】【69 条 22】【69 条 32】【69 条 41】【69 条 47】【69 条 61】【70 条 3】【70 条 11】【71 条 17】</p>	<p>要目表</p> <p>VI-1-1-4-8-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備))</p> <p>VI-1-1-4-8-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(その他発電用原子炉の附属施設(補機駆動用設備))</p> <p>VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される</p>	<p>2. 補機駆動用燃料設備の兼用に関する設計</p> <p>2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認</p> <p>2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計</p> <p>3. 補機駆動用燃料設備の設計</p> <p>3.1 大容量送水ポンプ(タイプ I)(燃料タンク)</p> <p>3.1 大容量送水ポンプ(タイプ II)(燃料タンク)</p> <p>3.3 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)</p> <p>3.4 軽油タンク</p>

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式-1 への反映結果
変更前	変更後		
		条件の下における健全性に関する説明書 3. 系統施設ごとの設計上の考慮 3.6. その他発電用原子炉の附属施設 3.6.1 非常用電源設備 補機駆動用燃料設備に係る系統図 9.5 補機駆動用燃料設備 構造図 9.5 補機駆動用燃料設備	VI-1-10-9 「非常用電源設備」の様式-1 2. 非常用電源設備の設計 2.4 燃料設備 2.4.1 軽油タンク (2) 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	2. 主要対象設備 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の対象となる主要な設備について、「表1 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の主要設備リスト」に示す。	—	— （「主要設備リスト」による）